

令和元年 9 月 17 日 大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会

日 時 令和元年 9 月 17 日 (火) 午後 6 時 00 分～午後 8 時 00 分

場所

出席者 委員 : 別紙のとおり

事務局 : こども青少年局子育て支援部 高井子育て支援部長

こども家庭課 (瑞慶覧こども家庭課長、柏木こども家庭課長代理、
中井こども家庭課長代理、小池こども家庭課担当係長、井倉こども
家庭課係員)

こども相談センター (尾瀬相談支援担当課長、音田南部こども相談
センター所長)

傍聴者 0 名

18:00

・司会 (小池)

ただいまから、大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会を開催いたします。

本日は、お忙しいところ、ご出席いただきまことにありがとうございます。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、大阪市こども家庭課の小池でございます。どうぞ宜しく願いいたします。

それでは、まずはじめに、お集まりいただいております委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。お手元の資料でございます「資料 1 社会的養育専門部会委員名簿」をご参照ください。

まず、関西 (かんせい) 学院大学 人間福祉学部 人間福祉研究科 教授 前橋 信和 (まえはし のぶかず) 委員でございます。

続きまして、大阪府立大学 地域保健学域 教育福祉学類 教授 伊藤 嘉余子 (いとう かよこ) 委員でございます。

続きまして、関西大学 人間健康学部 人間健康学科 准教授 福田 公教 (ふくだ きみのり) 委員でございます。

続きまして、大阪弁護士会 子どもの権利委員会 弁護士 西村 英一郎 (にしむら えいいちろう) 委員でございます。

続きまして、社会福祉法人 四恩学園 理事長 中西 裕 (なかにし ゆたか) 委員でございます。

続きまして、母子生活支援施設 リアン東さくら 施設長 廣瀬 みどり (ひろせ みどり) 委員でございます。

続きまして、大阪市里親会 会長 梅原 啓次 (うめはら けいじ) 委員でございます。委員全員のご出席をいただいておりますので、本部会が成立すること、及び決定した議事につきましても有効であることをご報告申し上げます。

続きまして、事務局を紹介させていただきます。

【事務局紹介（高井子育て支援部長、瑞慶覧こども家庭課長、中井こども家庭課長代理、柏木こども家庭課長代理、井倉こども家庭課係員、尾瀬相談支援担当課長、音田南部こども相談センター所長）紹介】

また、関係部署から2名、傍聴させていただきますのでよろしくお願いいたします。（経理・企画課 玉田課長代理、こども相談センター里親子包括支援室 吉峰係長）

それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。

次第

【議事】

- 1 当事者であるこどもの権利擁護の取組について
- 2 代替養育を必要とするこども数の見込みについて（コーホート変化率法を用いて再算出)
- 3 里親等委託、施設での養育が必要なこども数の見込みについて
- 4 里親等への委託の推進に向けた取組について
- 5 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組について
- 6 その他

資料1 大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会運営規程

資料2 社会的養育専門部会委員名簿

資料3 当事者であるこどもの権利擁護の取組

資料4 代替養育を必要とするこども数の見込み

資料5 里親等委託、施設での養育が必要なこども数の見込み

資料6 里親等への委託の推進に向けた取組

資料7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

抜けている資料はございませんでしょうか。

それでは、当部会の公開についてご説明します。

本部会は運営規程5. 会議の公開に基づき、公開といたします。

また、審議会等の設置及び運営に関する指針（平成13年3月市長決裁）におきまして、「会議の公開の決定をした審議会等は、個々の発言内容の要旨、発言者氏名まで記載された会議録及び答申、報告その他の審議等の結果を記載した書面を速やかに所定の場所において市民等の閲覧に供するものとする。」とされておりますので、「会議録」として委員各位からの発言内容等につきまして、ホームページ上に掲載させていただきたいと考えております。委員の皆様方にはご理解をたまわりますよう、よろしくお願いいたします。

傍聴者につきまして、本日は傍聴者はおりません。

次に、本日の流れを簡単にご説明いたします。

議題1として、当事者であるこどもの権利擁護の取組についてご説明いたします。

議題2として、前回5月28日にご説明しました代替養育を必要とするこども数の見込みについて、回帰分析にて大阪市全体のこども数を試算し、そこから過去の代替養育が必要なこどもの割合から算出しておりましたが、今回、こども子育て支援計画で使用している、コーホート変化率法によるこども数の推計結果を使用し、再算出をいたしましたので、ご説明させていただきます。

議題3として、本市が目標とする里親等委託率の達成年度についての検討内容をご説明し、議題2の算出結果と達成年度から導きました、計画前期の令和6年度末、計画後期の令和11年度末時点の里親等委託児童数についてご説明します。

議題4として、本市で検討しております里親等への委託の推進に向けた、フォスタリング機関等についての考え方をご説明します。

議題5として、新ビジョンや国の策定要領の考えに沿って、各施設に家庭的養護推進計画の見直しをお願いしまして、その見直し結果についてご説明し、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組についてご説明します。

以上の各議題につきまして、皆様からご意見をお願いしたいと考えております。また、その他として、今後の予定について簡単にご説明したいと考えております。

それでは、前橋部会長からご挨拶いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【前橋部会長よりあいさつ】

お忙しいところありがとうございます。本日は中身的にボリュームもあり内容的に重要な部分であると思っておりますので、各委員の先生方におかれましては積極的にご意見をいただければと思います。進め方について、1～6とあるが、内容的に1番とそれ以外の推進計画の推計であったり、2, 3, 4, 5はこの後の説明になるかもしれませんが実態として少し説明をいただいて、進めていけばと思っております。その点も含めて色々ご意見いただければと思います。よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、今後の進行を部会長をお願いしたいと存じます。

前橋部会長、よろしく願いいたします。

18:15

・部会長（前橋委員）

それでは、議事に移りたいと思います。

議題1 当事者であるこどもの権利擁護の取組について の説明をお願いします。

・事務局（小池）

それでは、お手元の資料に従って、ご説明いたします。資料3をご覧ください。

～資料に沿って説明～

議題1についての説明は以上となります。

・部会長（前橋委員）

ただいま、事務局から議題1について、国の策定要領にある3点、
当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策

社会的養護に関する施策を検討する際にも、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の複数の参画を求めること

こどもの権利を代弁する方策、児童福祉審議会や自治体が設置する第三者機関における子どもや要保護児童対策地域協議会の関係機関などからの申立てによる審議・調査の仕組みに対する、大阪市の現在の取組状況や、検討している方策の説明がありましたが、委員のみなさんからご意見はございませんか。

一部改正に盛り込まれているが、国の方がきちんとしたガイドラインを示していく形になっている、今のところどういう形でやりなさいと明確になっていない所であるがいかがでしょうか。

・福田委員

「これから施設でくらすあなたへ」について、施設等に入所している児童に配付しているということだが、里親用のもそれで説明しているか。

それとも里親用の権利ノートはあるのか。

・瑞慶覧課長

里親版のものは今後作成予定。

・西村委員

いつまでと、期限をきめているのか。

・瑞慶覧課長

作り変える時期が来ているものから、予算を取って作成していく。来年、再来年度には作成したいと考えている。

・西村委員

かなり先の話。

・廣瀬委員

以前は、母子生活支援施設のパンフレットを作成してもらっていたが、今回からこれを母子生活支援施設でも活用するということになるのか。

・伊藤委員

内容が、家から離れて暮らす子へのパンフレットとなっているから、母子生活支援施設とは異なるのではないか。

・廣瀬委員

伊藤委員が言うように、母子生活支援施設では活用できないのではないかと思う。

・西村委員

できないのではないのかということですか。

このような権利ノートは3種類（里親、児童養護施設、母子生活支援施設）いるのではないか。里親版のものも早急に作成すべき。

・瑞慶覧課長

以前も部会で作成していった経緯があるので、母子の関わり方など意見をいただいたので、今後も作成において部会でご意見いただきたい。

・中西委員

今のこどもは電話をしない。メールの方がよいと思うが、取り扱いが難しくなる。

こどもの権利侵害という点で、障がいのあるこどもがとて多くなっており、進路が難しい。障がい手帳があるというだけで、幼稚園を断られるなどがある。教育分野でも配慮が必要と感じている。

この権利ノートの中では、障がいのある児童への配慮という点で欠けていると感じる。

・瑞慶覧課長

施設でくらす障がい児童に対しての支援か

・西村委員

どのような対策が必要と感じているか？

・中西委員

障がい児童の学校教育に理解のある先生方もいる反面、校区内施設のない学校などでは、養護施設への理解がない先生もおり、福祉教育を行う視点があるのかなと感じている。

・瑞慶覧課長

福祉教育とは具体的にどのような制度を考えているか。

・中西委員

教育全般を変えるのは難しいが、視点としては、しんどい子ども達をどうして（指導して）いくのかということを経験の中でないとだめだと思う。自信をもたせたり、コミュニケーション能力を高めたりするようなかかわりが必要かと思う。

・伊藤委員

資料3 P8の上で、教育分野では子どもをターゲットにした取組が多いが、社会的養護のこと（こどものことや対応法）を教師に勉強してもらうなど、教員向けの啓発や取り組みを行い、教育に福祉を盛り込んでいくようなイメージでしょうか。

・中西委員

学力テストの点数を上げるために、底辺の子ども達が見逃されているということもある。学校や先生が社会的養護の子ども達に目を向けるようにしなければいけない。

・西村委員

枠組みとしては、教員研修などでできるようにはなっていると思うが、何を教員研修でやるかと思っているが、学力テストは政治的な視点もあるため、容易に変えられるかという思いがある。

・中西委員

地域では学校（高校）にボランティアをお願いしたり、中学生の敬老会での演奏や、小学生が乳児院ボランティアに行くなどしたりしており、有意義と考えられるが、養護施設へのボランティアまではできておらず、取り残されている感じ。

・前橋委員

児童養護施設のある地域は、通学している学校と交流があり、先生の理解もある。施設のない校区においては、広域で社会福祉協議会が福祉の教育の連携の研修をおこなっている所もあるときいている。高校生が各施設個別でボランティア活動を行うというのは難しいと感じる。それについては、教育委員会を通じて働きかけを行うことが大事、各施設で取り組むこと、地域で取り組むことと分かれてくる。

文部科学省の方で、教員用の虐待テキストをつくっているが、ほとんど先生がテキストの事を知らない。このテキストを利用した研修機会を増やすなど、働きかけても良いのかと思う。

・西村委員

交流については取り組んでもらえる情報を集めて、交流の仕方を施設や学校に情報提供して進めていく枠組み。研修の話では障がい児の理解がない先生に対しての研修はとてはま

りやすい枠組み。ただ、制度の話は扱いが難しい、論点を分けてもらった方が良い。

・瑞慶覧課長

キーワードとして、障がいのあるこども、大阪市の学力テストに関して、学習が遅れている障がい児童などの配慮（理解）について教育委員会にどの視点で働きかかかっていけばよいのかなどの相談させていただきたい。

・中西委員

施設で見えていかなければならないが、発達障がいの疑いのある子が、将来苦労している。

・瑞慶覧課長

在宅でも発達障がいのあるこども達が増えてきている、社会的養護のこどもたちと複合した課題として理解を求めていくことができればわかりやすい。

・西村委員

要対協でも問題になることがある。

・中西委員

施設の子は将来の選択肢もなくなってしまうので、いろんなところで提携して支援していかなければならない。

・廣瀬委員

施設をもっている学校では、人員が不足している。教員の加算がきっちりもらえたら、こども達を手厚くみてもらえるのと思った。

・梅原委員

こどものコミュニケーション能力は低いため、それを向上する必要があると思う。
意見聴取ができるのか、こどもの意見がきちんと汲み取ることが出来るのか不安。

・伊藤委員

1番のこどもの意見聴取や、11ページのこどもの権利を代弁する、こどもに意見を言うてもらう所で、こどもの意見をくみ取れる大人の存在が必要、大人の養成、力量がためされる、うまく言えない社会的養護のこども達の言葉や本音の部分をきちんと汲み取れる大人がいないと仕組みをどれだけ作っても結局は意見聴取にならない。こどもアボドケイトの養成がはいつてきているので、大阪市でもどう取り入れていくのか検討するなり、計画の中に盛り込むなど必要がある。各施設でも意見箱設置しています、意見をくみ取る仕組みがありますといっても、出てきた意見をどうするのかというような、職員さんの力量がなければ聞くだけではなにもならない、聞いた意見をどう反映させていくかこどもにどう説明するのか。しかるべきところに代弁していくのか。アボドケイトの仕方を大人が身に付けていけるよう

な取り組みも必要。

・瑞慶覧課長

施設の職員研修などあれば是非取り組んでいきたいと思っている。

・伊藤委員

大分大学の栄留先生がイギリスから持ち込んだ、こどもアボドケイトの研修や講演をいろんなところでやっている。四恩学園でも研修があり職員は受講している。

・中西委員

四恩学園では、設定して2年になる。月に2度ほど、アボドケイターが来られ、こどもの意見を聞く。職員に研修もおこなっている。

・伊藤委員

先駆的なものも取り入れて市全体で、広めていけるか取り組んでいけるかなど計画的に取り組んでいくべき。

・前橋委員

第三者機関の設置や審議会の活動や国の方針に反映されているはず。大阪市でも四恩学園で先進的にカリキュラムを組んでやっており、資料に盛り込むのは難しいかもしれないが、参考添付資料として紹介できるのではないかな。

・西村委員

大人に聞く力がなければこどもは話せないと思う。こども側としても、話した意見が反映されて成果が確認できれば、環境は改善されると知り、さらに意見が述べられるようになれば、制度的によくなる。

そのためにいろいろ意見がある。

たとえば「施設で生活するあなたへ」の冊子について、ひらがなが多いからかもしれないが、理解しにくい。簡単に認識できるようにできないか。この冊子が伝えたいことはなにか。虐待を受けたこどもは、当たり前の生活についても分からない、施設で保障されていることについて詳しく記載するなど、もっとわかりやすく記載すべき。

また、相談したことを書くところがあるが、話すと同様書く力についても難しいので、来て、話してという方が、受け入れやすい。具体的に書けない子は何かあればチェック欄をつけるなど、そこにチェックがあれば先生が聞いてあげるなど。堅苦しくないよう簡単にしてほしい。

あと、フィードバックにおいて、10ページの資料3、参画について、ピックアップ（意見を聞く）こどもの数を出るだけ多くしてほしい。参考にするとしか記載がないが、参考にした後の行動が大事になるので、聞いた意見は他と共有できるよう整理してほしい。

こども達との関係において、聞いた意見をフィードバックできるのか、聞くだけ、やるだ

けでなく、こどもにフィードバックすることでこどもの育ち（成長）にもなる、循環を作ることになる。

8 ページの不適切な養育であるとの自覚がないまま、エスカレートしてとあるが、自覚があるけれど、ほかに方法がないから虐待をしてしまうなど様々な場合があると思う。それらについても記載してほしい。

自立支援計画は大事だと思っている。人数が多いが同じことばかり書いてしまっていないか、28 条に該当しないこどもたちの支援計画についても、課題はなにで、どこまでクリアできていて課題がどれだけ残っていて、目指すゴール、等々ひとつひとつどのようなレベルで作成されているかしっかり検証してほしい。

9 ページの事例分析アドバイザーについて、どれくらいの活用頻度でチェックがはいるのか、これを上手く活用できればよくなっていくのと思う。

11 ページの体罰禁止が盛り込まれている三行目の「親権は行う者はもとより職員は体罰を加えることがあってはならない。」という表記でよいのか。

もともと職員など第三者であり、体罰禁止が定められ、その後親権者の体罰が禁止となったため、この書き方の順序に違和感があるので、検討してほしい。

・ 部会長（前橋委員）

たくさんの意見がでていますが、それを盛り込んで具体的な内容としてみえるような形でまとめていただけたらと思います。

だいたい、意見としては出たでしょうか。

事務局、まとめていただけたでしょうか。

18 : 55

・ 部会長（前橋委員）

では、次の議題に移りたいと思います。

事務局からの本日の流れの説明を受け、議題 2 から 5 については、代替養育が必要なこども数の算出結果から里親等委託の推進、施設の小規模かつ地域分散化・高機能化及び多機能化、機能転換といった検討内容まで一連の考え方になると思いますので、まとめたの説明としたいと考えますがいかがでしょうか。

～ 各委員、異議なし ～

それでは、事務局からの説明をお願いします。

・ 事務局（小池）

それでは、代替養育を必要とするこども数の見込みから、里親等への委託の推進に向けた取組まで、順を追ってご説明いたします。資料 4 をご参照ください。

～資料4～6について説明～

※資料6については、こども相談センター尾瀬相談支援担当課長から説明

～資料7について説明～

・部会長（前橋委員）

ただいま事務局から、代替養育を必要とするこども数の見込みから、里親等委託率の目標達成年度について4パターンの考え方、里親等委託の推進に当たっての課題や現状の取組み、今後の進め方といった説明がありました。委員のみなさんからご意見はございませんか。

～委員からの意見、事務局の回答等～

・福田委員

パターンについて、どれを選ぶかが大きな問題。

国が求めているようなパターンになるかと思うが、説明を聞かせてもらい、プランが出た時に多くの関係者が思った、拙速な計画になるのではないかという所が、数字で表されたのではないかと思う。ただ、子どもの権利条約に基づいてやっていくと、3つ目のパターンよりも、急ぐというメッセージが、今の国が望むプラン。そうすると、パターン2で行くのが計画を立てる際に「今より急ぎたい、しかし国が求めているパターン1になった時に、何が起こるか分からない」という時には、実現化していくために何が必要なのか考えていく（というメッセージになる）。こどもの意見を代弁すると、パターン2が良いのではと思う。

・梅原委員

現実を考えるとどのパターンも大変。

・前橋委員

パターンそれぞれ、里親委託を40何人増加、20何人増加、18、17人増加と数字的にはこういう形で出てくるが、その辺を踏まえた上で、いかがでしょうか。

・梅原委員

里親をしている方々は、一人でも可能な限り受け入れるという気持ちはあるため、意識面は目標とできる。ただ、以前より大変なこどもの受け入れが多くなっているため、現実には難しい。里親への支援が不可欠であると思う。レスパイトもあまり活用できていないように感じる。里親会では顔の見える関係を構築し、相互で支援を行っている。全く知らない人に依頼をするのは抵抗があるため、里親会で関係構築などを行っている。委託率を考えると、里親の委託数を増やしていかなければならない。また、里親の養育能力の質の向上はもちろんのことだが、そこに支援をいれて同時に取り組んでいかないと、難しいと思うのは率直な意見。

・伊藤委員

里親委託率を上げるということは、現在児童養護施設で受けてもらっているようなケアニーズが高いこどもの受け入れも依頼していかないといけないということ。専門里親をどう増やすかが問題となる。

また、数値目標を立てる際に、里親をどのように何人増やすかなど具体的に計画に盛り込む必要があると思う。

パターン2がいいと思うが、受託率が100%ではないということで、どのように専門里親をどのように増やしていくかが大切。目標を立てることは大切だが、目標に向かって、何をしないといけないのかを具体的に計画に盛り込む必要がある。

・中西委員

計画を達成するための中長期のスケジュールも決めていく必要がある。里親支援の体制を作っていくにも準備がいるため、具体的なスケジュールを示してもらいたい。

・福田委員

フォスタリング機関の立ち上げに時間がかかると感じた。このことを考慮すると、今すぐにでも動き始めないと間に合わないと思った。中西委員が仰ったように、基本的にはこども相談センターが準備するということはわかるが、関係機関が何をやるのかがあまり書かれていない。具体的にどのような施設が何をやるのかを計画に盛り込まないと、将来的に関係機関からのサポートが手薄になってしまう。

・西村委員

施設の小規模化は施設の努力次第だが、里親委託率の上昇は努力では向上できない。里親を増やすことを先にすべきではないか。同時に進めていった結果、施設の小規模化は進み、里親は増えなかった際に受け皿をどうするかがとても心配。

・中西委員

乳児院と児童養護施設では里親委託に対して、温度差があると思う。実際児童養護施設での里親委託の数値は伸びておらず、乳児院、児童養護施設と別に数値をとった方が良くかと思う。

・西村委員

施設か里親かという割り振り議論になっているが、個別での対応として考えた方が良いのではないか。集団で保護という考え方でなく、個別の関係性を視点にもった考え方もあるのではと思う。施設入所の児童を養育里親に一時的に委託するという事を大阪市として打ち出して、中間系もあって良いと思う。将来的には、里親になってみようと思う人が出てくるのでは。里親養成にもなるのではないかと思う。

・前橋委員

入り口は一時里親、慣れてきたら週末里親へ、いずれはその人に養育里親に登録してもらうという流れ。

・西村委員

最初の関係性がない中でマッチングするよりは、段階を踏んで関係性が生まれてからのほうが、里親になりやすい。

・前橋委員

計画の段階で、そのような方向性も入れてほしい。

・梅原委員

里親登録は増えていると聞いているが、新しい里親がどこまで子どもを養育できるかが問題で、最初から難しいこどもの養育は大変で、中には、里親登録を取り消すことを考えている人もいると聞いている。そのような難しい子どもについては、ノウハウを持つベテランの里親に委託を依頼する形になり、ベテラン里親の負担が増えて、難しい問題だと思う。

・尾瀬課長

里親登録は、昨年度で約24組と少しずつは増えてきている。今年度も、申請の段階で、年間6回実施している審査部会のうち1回で、6組から7組、少しずつ増えている状況。ただ、新人里親のところいきなり難しいこどもを委託するということはしていない、段階をおって一時保護委託からはじめたりしている。昨年より、ベテラン里親と新人里親を一对一の関係性（メンター・メンティー）を築き、新人里親を育成の取り組みを行っている。里親を増やすことは、急務であるが、マッチングの問題はとても難しく、リクルートと支援をどう行っていくのか、フォスタリング機関ひとりのケースワーカーと何組の里親をみていくのか、それも踏まえて体制を強化していくのか等、考えていかなければならない。25ページ（右側）、こども相談センターの思いとして今後の体制の取り組みを記載している。令和3年度から民間委託を検討している。3ヶ所目のこども相談センターができるタイミングで民間委託を段階的に進めていく予定。どのような業務から委託していくかなどについては、今後検討しなければならない。

・梅原委員

あるところで、フォスタリング機関が、リクルート、研修を実施したときに、従来の里親会の形が崩れてしまい、今まで一つにまとまっていたものと、別の集まりができてしまい、問題が起こっているの、そのことも考慮に入れて検討してもらいたい。

・尾瀬課長

25ページの右の枠組みの中の（3）が、そこを説明している。現状と進め方に、里親支援専門相談員、里親会との連携協力については、民間委託したあと

も、同様に重要なことと考え、維持継続することと考えている。

・中西委員
最終系か。

・尾瀬課長
最終系という考え方でなく、それは今後も変わることのない、重要な事として位置付けている。

・中西委員
大阪市・児童相談所が中心となるという考え方か。

・尾瀬課長
基本的には、里親支援機関のA型のところに委託をしていきたいと考えている、リクルートから研修、支援まで一貫した所を複数の民間にA型を委託したい。
里親支援専門相談員、大阪市内に16か所の乳児院・児童養護施設におり、そこは引き続きB型として、施設の方々と連携しながら、施設の強みを生かした、研修支援や交流会を行っていききたい。A型の担い手として手を挙げていただけたらと思う。

・中西委員
A・Bの区分けはわかったが、丁寧に進めていかないと、スケジュールを立てて、何年までに完成させるの等、明確にする必要がある。
33 ページの機能転換ではない、ケアニーズの高い子ども達を機能強化と強調している。

・西村委員
P27 基本的な考え方の3つ目について、負担面がないようにということは一面を取り除くということ、できればプラス面についても、基本的な考え方に盛り込んでもらいたい。
チーム養育を推進するという意見は良いと思うが、具体的にチーム養育とはどういう事をイメージしているのか明記されていない。私が思うのは、こどもが育っていく色々な状況を、チームで見立て情報共有することだと考える。上手くいかなかったら里親のせい、上手くいったら公共のおかげということにならないよう、明記してほしい。里親子に対する支援の拡充については賛成、里親だけでなく子の支援も大事だということを、基本的な考え方に加えてほしい。現在は、里親の支援のみが基本的な考え方とされている。里子の自立支援について、国は明記していないが、大阪市は明記しており、これについても良いと思うが、これも基本的な考え方に昇格させるべき。28ページの、こどもを引き上げられるのではないかと懸念して、将来的にはフォスタリングの業務を民間委託するという関係性はしっかりこない。民間委託しても引き上げる時は引き上げると思うので、民間委託する理由をもっと明確にする必要があると思う。例えば、公的な所だけでなく民間へも支援の枠を広げていくなど。

里親を増やすにあたり、簡単なこどもから委託するとあったが、簡単なこどもなどいないのではないかと思う。難しいこどもについては段階を踏む必要がある。里親になって楽しいことについては、里親会でされているような楽しい企画をしてもらうなどが必要。クーポン配布なども一案。

・伊藤委員

里親子支援のうち、里子支援についてももう少し明記してほしい。権利ノートが、施設児童にはあるが、里子にはない。意見箱についても施設にはあるが、里親家庭にはないので、委託後の訪問支援についても里親担当が里親へ話はするが、里子への支援する役割などが無い。

里親を増やしていく中で、こども相談センター里親担当者やフォスタリング機関への負担が大きくなると思うので、こども相談センターの里親サポート部門の体制強化、フォスタリング機関のバックアップも考えないといけないと感じた。

・梅原委員

児童相談所が一番の支援者であるので、引き上げるのではなく、里親が相談できるような、その相談に対してどのような支援ができるのかというところが、チーム支援だと思う。たとえば精神科医の先生の支援を受けたいという里親さんが多くいる、これについても相談できたら良いと思う。大変だから引き上げるのではなく、もっと専門の支援を受けられるようにしてほしい。

・福田委員

チーム養育を推進するという言葉は今後努力していくという風に見える。推進していくと言い切っていただきたい。一緒に動くというニュアンスで書いてもらいたい。不調というのは里親の不調だが、チーム全体の責任としてとらえる。

・廣瀬委員

母子生活支援施設として、こども最善の利益を守るために何ができるのかと、考えながら話を聞かせていただいた、感想となるが一緒に考えていきたい。

・部会長（前橋委員）

母子生活支援施設ならでは、視点から意見や助言をいただきたい。

20:08

・部会長（前橋委員）

資料7については、次回とする。6までについて終わったとする。

その他として、今後の進め方について事務局からお願いします。

・事務局（瑞慶覧課長）

～今後の予定について説明～

沢山のご意見をいただきまして、計画で目指すべきところはどこなのか、どう目指すのかという所で、少し高めの理想を掲げる、ただ、それがありきになってはいけないので、施設の小規模化についてもこどもの代替養育がなくなっていけないので、毎年進捗の状況を確認しながら施設の方とも相談しながら、10年以上の長いスパンで整理したほうが望ましいと思うので、こどもを見つつ、里親フォスタリングの進み方を見ながら、こどもと里親と施設と誰かが犠牲となる計画ではないというのが大前提ですので、大阪市としては、大阪府と堺市と歩調をあわせていく必要があるので、今いただいた意見を踏まえて大阪市としての方向性を早々に市長に上げていきながら、それについてご報告させていただきつつ、残りのこども子育て計画での報告と、今回の積み残しの施設の小規模化の考え方と、児童相談所の機能強化と一時保護所の改革について、次回に図りつつ、そこを盛り込んだ形でご意見をいただき、修正があれば修正という形でやっていければと思う。

・ 部会長（前橋委員）

ただいま、事務局から今後の予定について説明がありましたので、委員のみなさんよろしくをお願いします。

ほかに、委員の皆さんからご意見等はございませんか？

20 : 10

・ 部会長（前橋委員）

それでは、本日の社会的養育専門部会を終了いたします。進行を司会に返します。

・ 司会（小池）

前橋部会長、ご進行ありがとうございました。

本日は、委員のみなさまにはお忙しい中ご審議いただきましてありがとうございます。本部会で頂戴しましたご意見等を踏まえまして、今後とも本市の社会的養育推進計画の策定作業を進めてまいります。

本日は、どうもありがとうございました。